

**記者会見要旨**  
**(2021年8月12日)**

**I 継続的専門研修の不適切な受講について**

1. 今回公表した懲戒処分の内容、協会の対応について説明します。
2. まず、会長声明については、今般の懲戒処分の内容をご説明した上で、改めて会員に対してCPEの意義を心に刻み、真摯に取り組むことを要請しました。また、今回の不適切受講の発覚を契機として、再発防止策を講じるとともに、CPE制度の一層の充実に努めてまいり所存であることを示しました。
3. 続いて懲戒処分の内容についてです。3月9日付けで会員監査法人及びその監査法人に所属する会員の二重受講に対する懲戒処分を公表しました。今回は、その監査法人の退職者と関連組織に所属する二重受講を行い、法令義務違反となった会員21名に対して、戒告または会員権停止1～3か月の懲戒処分を行いました。
4. また、協会のeラーニングシステムで早送り受講を行ったため法令違反となった会員20名、別の会員監査法人のeラーニングシステムで早送り受講を行ったため法令義務違反となった会員9名の合計29名を戒告処分としました。また、9名が所属する会員監査法人を、会員権停止1か月の懲戒処分としました。
5. 上記会員の他、懲戒処分に対して異議申し立てを行った会員が2名います。協会の中で適正手続の審査を行い、その結果によって懲戒処分が確定するか、処分対象でなくなりますが、いずれにしても審査に委ねることになります。
6. 本日公表分以外に、3月に公表した二重受講の懲戒処分が、会員43名及び1会員監査法人で、本日公表分と合計して確定した懲戒処分は会員93名及び2会員監査法人となりました。
7. 以上が、懲戒処分の概要になります。
8. 次に再発防止策の実施状況について説明します。
9. まず、監査法人のeラーニングシステムによる受講についてモニタリングを強化しました。
10. eラーニングシステムを運営する監査法人等へのモニタリングのルールを改訂し、eラーニングシステムの運営状況について毎年報告させることとします。
11. また、不適切な受講を可能とする新たな手段が認識された場合は速やかに協会に報告してもらうこととします。
12. もしそういった手段が認識された場合、協会はeラーニングシステムを運営している監査法人等を一斉にモニタリングすることとします。
13. モニタリングの内容についても、質問内容を定期的に見直して技術の進歩に対応するとともに、モニタリングの際のサンプリングチェックも強化します。
14. また、モニタリングチームにITの専門家に参画してもらうこととします。

15. 協会の e ラーニングシステムのモニタリングについては、外部の IT 業者で受講履歴ログを網羅的にチェックすることとします。
16. 次に、e ラーニングシステムを運営する監査法人等への要請として、e ラーニングシステムのチェック機能を強化するよう要請しています。
17. システムの改修を伴い負担が大きい場合もあるので、実施が難しい場合、受講履歴ログの事後モニタリングによる補完を要請します。
18. また、先ほど申し上げたように、e ラーニングシステムの運営状況については毎年の報告を義務付けることとします。
19. 品質管理レビューの対象となる監査法人等については、CPE の管理・運営状況を品質管理レビューのチェック項目として組み込むこととします。
20. こういったモニタリングの強化とシステム上の対応によって、不適切な受講を抑止するとともに、仮にシステムに不具合が生じた場合にも早期発見していきます。
21. このように不正を抑止し、または早期発見することは必要ですが、不適切な受講が行われた根本的な原因のひとつに、監査法人で監査をしている会員は相当忙しく、研修の受講時間を確保しにくいということがあります。
22. こういった点は、監査法人の経営努力に委ねざるを得ない部分もありますが、しっかりと研修時間の確保ができるように、会員である職員に対して、仕事の配分をする努力をいただいています。
23. 協会としても、会員が忙しい時間を割いて、しっかりと積極的に受講しようと思うような魅力のある研修を提供する必要があると思っています。
24. また、現在 1 時間 1 単位が基本ですが、1 時間というまとまった時間を確保することが難しい場合、短い時間の研修を提供し、会員が単位を取得しやすく、時間を有効に使いやすい対応を検討しています。
25. 今後、再発防止のためのモニタリングを徹底していきますが、会員が受講しやすい状況の整備についても実行していきます。

## II 最近の協会、業界の主な動向について

26. 前回の記者会見後の協会及び業界の主な動向について、＜資料 2＞に沿ってお話しします。
27. デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が政府で検討され、公認会計士法についても、現在要求される監査報告書の署名押印のうち、押印は廃止され、署名も電子的にできるよう改正されました。
28. それに合わせ、7 月 26 日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法の改正を受けた監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」等及び監査・保証実務委員会実務指針第 85 号「監査報告書の文例」の改正について（公開草案）という公開草案を公表しました。

29. 7月～9月にかけて、「ハロー！会計」という小中学生向けの会計の基礎教育の授業をオンラインで開催しています。
30. 初級編から上級編まであり、上級編ではハイレベルな内容を扱っており、中学校教育において盛り込まれた会計情報の活用などの導入になると考えています。機会があればマスコミの皆様にも取材いただければと思います。
31. 8月2日にIT委員会研究報告第56号「リモートワークに伴う業務プロセス・内部統制の変化への対応（提言）」を公表しました。
32. 協会として、リモートワークについて企業側からの意見ももらい、今後提言に示された課題の解決に取り組みます。
33. 8月6日、金融庁から監査法人に対する行政処分が下されました。
34. 業務停止1か月という処分内容で、業務停止内容の制約がなく、重い処分と考えられます。
35. 8月20日～22日に公認会計士試験論文式試験が実施されます。緊急事態宣言の中での実施となりますが、万全の感染防止策を講じて実施されると聞いています。
36. 9月10日に2021 コンピュータ監査国際会議 in Tokyoが開催されます。プレスリリースも一般社団法人国際コンピュータ利用監査教育協会（ICAEA）から発出されており、ITを使った監査の教育の在り方について説明がされますので、機会があればマスコミの皆様にもご取材いただければと思います。
37. 9月17日に第42回日本公認会計士協会研究大会 福岡大会 2021を開催予定です。
38. 公認会計士に限らず、学者、実務家の方にも参加頂く研究発表を毎年開催しており、集合形式で開催予定ですが、コロナの感染状況によっては、オンラインでの開催も想定しています。
39. このほか、国際的な情勢として、国際財務報告基準財団（IFRS）が国際サステナビリティ基準委員会（ISSB）を11月に新設予定です。これに対して、カナダ政府がカナダ勅許職業会計士協会や民間団体などと協力して、新設予定のISSBの本部を誘致し、数年間の財源を提供するという内容の書簡を送ったとのリリースが7月26日にIFRS財団から公表されました。

以 上